

なぜ公証人押印証明が必要なのでしょう。

公文書等を外国に提出した場合、その提出先の国は、当該公文書等が真に権限のある機関により作成されたものかどうかの判断が困難です。そこで、これが真正であることを、日本国外務省や当該国の駐日領事から証明を受けるよう求められる場合があります。

しかし、いきなり公証人作成文書等を外務省や駐日領事に提出しても、それが真正であることを確認することはできません。

したがって、事前に所管法務局長において、公証人の押印について真正であることを証明し、この法務局長の証明について、外務省は証明を付与することができます。

